

○ 西いぶり広域連合公平委員会処務等に関する規則

平成 12 年 3 月 28 日
公平委規則第 1 号

(目的)

第 1 条 この規則は、公平委員会（以下「委員会」という。）の事務の処理等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 委員会の事務を処理するため、委員会に事務局長、書記その他必要な事務職員を置く。

2 事務局長は委員長の命を受け、委員会に関する事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

(専決事項)

第 3 条 委員会の事務はすべて委員長の決裁を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる事項については、事務局長が専決することができる。

(1) あらかじめ処理の方針を示された事務又は緊急やむ得ない事務の処理に関すること。

(2) 軽易な事項の報告、照会及び回答に関すること。

(3) 文書の收受発送及び整理編さん並びに保存に関すること。

(4) その他前各号に準ずる軽易な事項の処理に関すること。

2 事務局長が専決した事項で重要な又は異例なものについては、直ちに委員長の後閲を経なければならない。

(公告式)

第 4 条 委員長の告示その他公告を要する事項は、西いぶり広域連合の定める公告式の例による。

(準用)

第 5 条 この規則に規定するもののほか、職員の服務及び事務の処理に関しては西いぶり広域連合の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。